

Facebookを活用した情報発信等による 関係人口創出拡大業務

企画コンペ実施要領

令 和 6 年 5 月
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「Facebookを活用した情報発信等による関係人口創出拡大業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

（1）業務件名及び数量

「Facebookを活用した情報発信等による関係人口創出拡大業務」一式

（2）募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（3）委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

（4）委託料の上限額

1,579,050円以内（税込）

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、企画提案内容によっては、岩手県内に事務所を有する者を優先して選定する場合がある。

また、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 本業務の実施について、県の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えてること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でな

いこと。

なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできること。
- (9) 本業務を実施する組織・部署において、適当なセキュリティ管理体制を確立している者であること。

(1) 提出及び問合せ先

岩手県ふるさと振興部地域振興室（岩手県庁8階）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5184

FAX 019-629-5254

電子メールアドレス AB0007@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→右端上「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問は、次により受け付ける。

ア 受付期間

令和6年5月31日（金）午後5時まで

イ 受付場所

上記「(1) 提出及び問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日

令和6年6月7日（金）

(4) 参加資格の確認

参加者は、以下の参加資格確認申請書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

次のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式1－3】を提出すること。

- ① 【様式1－2】企画コンペ参加届出書
- ② 【様式1－3】会社概要及び過去5年間の主な受注等実績※パンフレット等可
- ③ 情報セキュリティ確保の体制が確立されていることがわかる資料
- ④ 参加資格確認結果の通知用封筒（長型3号封筒に参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、84円分の切手を添付したもの）

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和6年6月12日（水）午後5時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

- ① 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、提出期限内の平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ③ 郵送の場合は、期限までに必着のこと。

オ 確認結果

令和6年6月14日（金）までに文書等により通知する。

カ 留意事項

- ① 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかつた者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ② 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を以下により、提出するものとする。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数

各6部（正本1部、副本5部）

ウ 提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時〔必着〕

エ 提出先及び提出方法

- ① 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、提出期限内の平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ③ 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きし、期限までに必着のこと。

オ 留意事項

- ① 参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ② 提案に係る費用の総額は、上記「1 本業務の概要」(4)の委託の上限額を超えないものとする。
- ③ 提出された企画提案書等について内容に疑義があるときは、企画提案選考委員会の開催前に電子メール等により県から問合せを行うことがある。

(8) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペへの不参加

上記「(4) 参加資格の確認」の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会に参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1－4】「企画コンペ参加辞退届」を、上記「(1) 提出及び問合せ先」まで持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペを辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画コンペ審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の委託予定額を超えた場合は、審査の対象とならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和6年7月5日（金）

※ 一次審査の実施（後述）などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳

しくは別途通知する。

イ 開催場所（予定）

盛岡合同庁舎 講堂C

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- ・ プrezentationの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に県に連絡することとする。なお、追加資料等の提出は認めない。
- ・ プrezentationの順番は、企画提案書提出の受付順とする。
- ・ プrezentationの時間は、1者当たり15分（説明10分、質疑応答5分）とする。ただし、都合により、1者あたりのプレゼンテーション時間を変更する場合がある。
- ・ 参加者が6者以上となる場合には、地域振興室が、「企画コンペ審査要領」で定める審査項目により、1次審査を行い、上位と評された5者により、企画提案選考委員会において審査を行う。なお、参加者が5者以下であった場合には、1次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、各参加者に郵送等により通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約交渉を行う。

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提出書類は公表しないものとする。
- エ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画コンペ参加にあたっての留意事項

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

企画コンペスケジュール（予定）

ア	企画コンペ実施要領等の公表	5月24日（金）
イ	質問票の提出期限	5月31日（金）午後5時まで
ウ	質問に対する回答	6月7日（金）
エ	参加資格確認申請書類提出期限	6月12日（水）午後5時まで
オ	参加資格確認結果の通知	6月14日（金）
カ	企画提案書等の提出期限	6月24日（月）午後5時まで
キ	企画提案選考委員会での審査	7月5日（金）
ク	企画コンペ結果通知	7月上旬
ケ	契約締結	7月上旬